

基準B 6 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

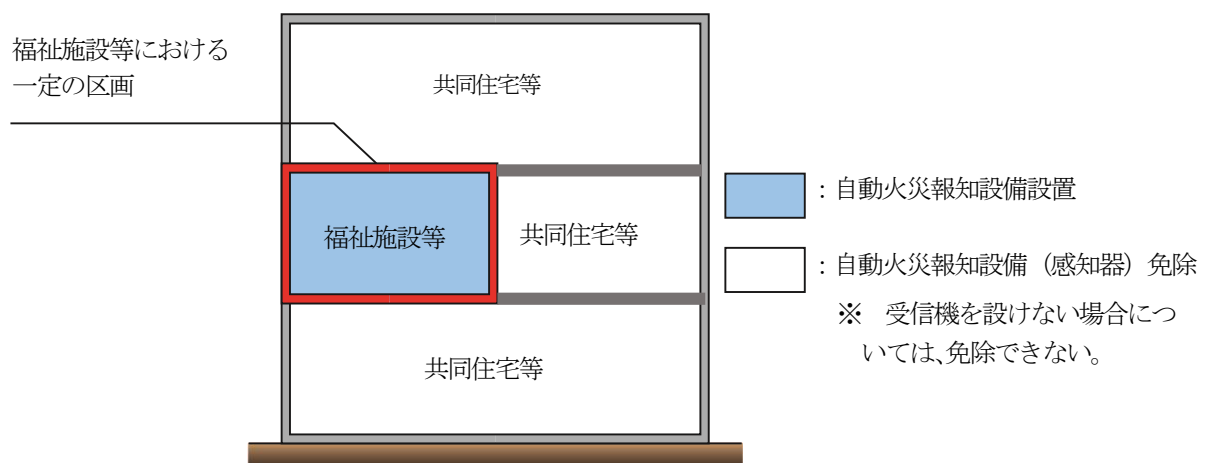
法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

第1 基準の適用範囲

- 1 複合型居住施設用自動火災報知設備は、次の全てに該当する防火対象物（以下この項において複合型居住施設という。）について適用することができ、複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し及び報知するための設備をいう。（第B 6－1図参照）
 - (1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物（以下この項において「共同住宅等」という。）並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。以下この項において「福祉施設等」という。）の用途以外の用途に供する部分が存在しないもの。
 - (2) 延べ面積が500㎡未満のもの。
 - (3) 特定一階段等防火対象物以外のもの。

※ 認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームとは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。

第B 6－1図 複合型居住施設用自動火災報知設備を適用できる防火対象物の例
（福祉施設等を区画した場合の例）



延べ面積が500㎡未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）

第2 設置及び維持に関する技術上の基準

- 1 令第21条第2項及び規則第23条から規則第24条の2までの規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。（第B 6－4図及び第B 6－7図参照）

- 2 福祉施設等に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満の複合型居住施設にあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができること。この場合、各論第2、基準4を準用すること。（第B6-5図、第B6-6図及び第B6-8図参照）

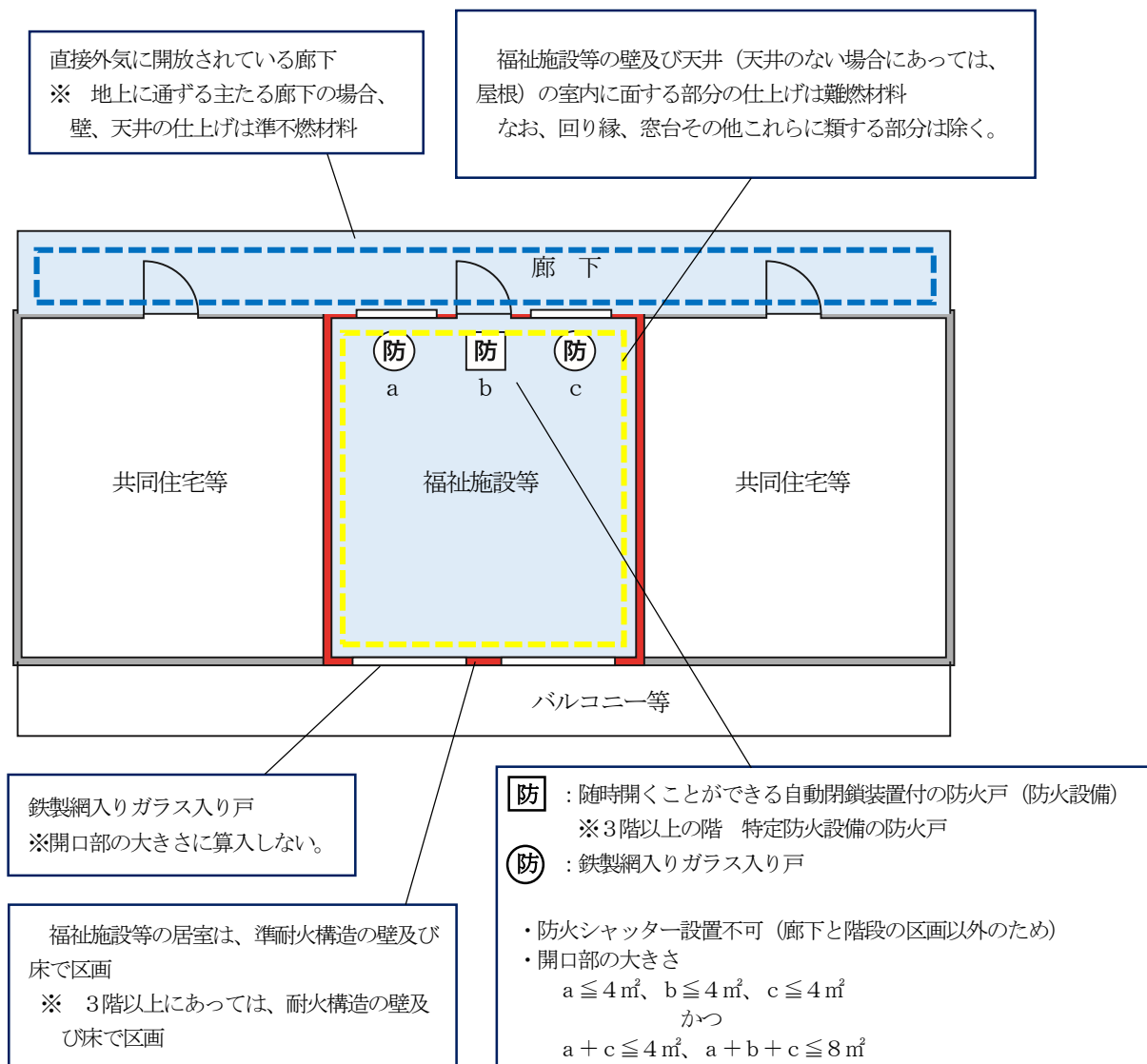
第3 感知器の免除

複合型居住施設のうち、福祉施設等及び令第21条第1項第10号から第14号までに掲げる防火対象物に掲げる部分以外の部分（共同住宅部分等）については、次の全てに適合する一定の区画を有することにより、感知器を設置しないことができること。ただし、受信機を設けない場合については、免除することはできない。（第B6-2図参照）（設置例：第B6-7図及び第B6-8図参照）

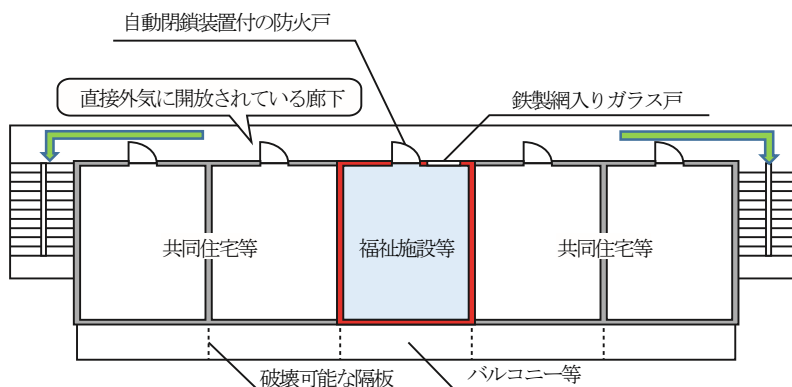
- 1 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画すること。
- 2 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とすること。なお、回り縁、窓台その他これらに類する部分は除くものとする。
- 3 福祉施設等に供される部分の地上に通ずる主たる廊下及びその他の通路の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。なお、回り縁、窓台その他これらに類する部分は除くものとする。また、福祉施設等及び共同住宅等の共用部分である開放廊下等も含めて当該部分に該当するものであること。
- 4 福祉施設等の居室を区画する壁及び床の開口部の面積の合計は、8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。ただし、バルコニー側等の開口部については算定に含まないものとするが、防火設備とすること。（鉄製網入りガラス入り戸等の防火設備とすること。）
- 5 前、4の福祉施設等の居室を区画する開口部は、次のいずれかによること。
 - （1）防火設備である随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸を設置すること。ただし、3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸とすること。なお、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを設置することはできないものであること。
 - （2）次の全てに該当する構造によるもの
 - ① 随時閉鎖することができる防火戸等で、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの。
 - ② 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸とすること。
 - ③ 2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面したものについては、鉄製網入りガラス入り戸とし、その面積の合計が4㎡以下であること。（第B6-3図参照）
- 6 福祉施設等の主たる出入口は、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面しているものであること。

なお、ここでいう「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号（4）又は（5）に定めるところによるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうものであること。

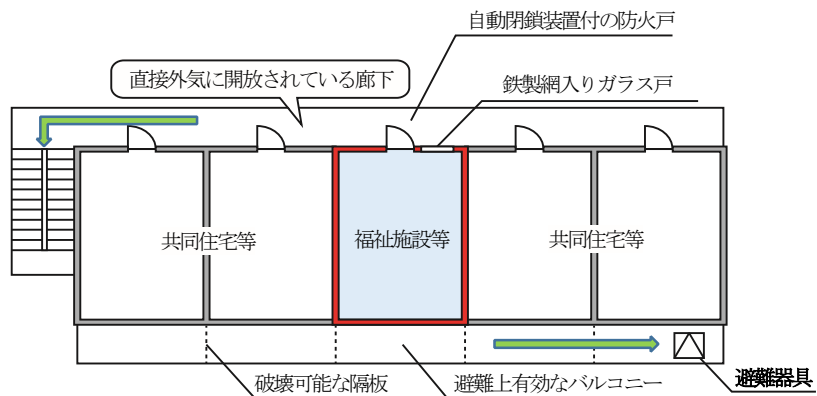
第B6-2図 福祉施設等における一定の区画例



第B6-3図 2以上の異なった経路により避難することができる部分の例



廊下の端部に設けられた階段により、階段まで避難上有効に避難できる場合の例

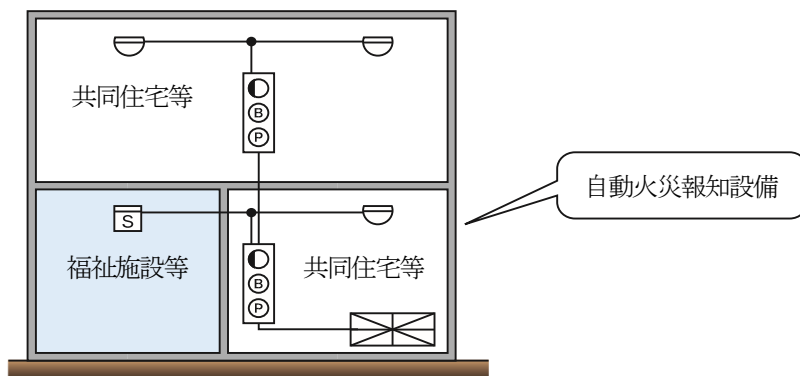


避難上有効なバルコニーに設けられた避難器具により、避難階まで避難上有効に避難できる場合の例

第4 主な構成

1 自動火災報知設備を設けたもの

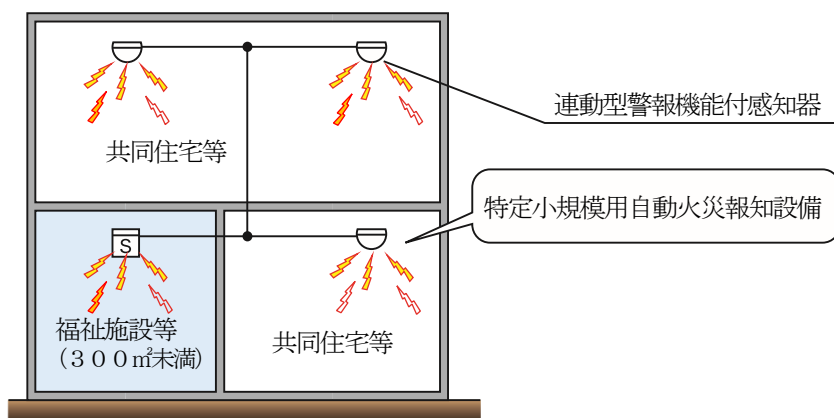
第B6-4図



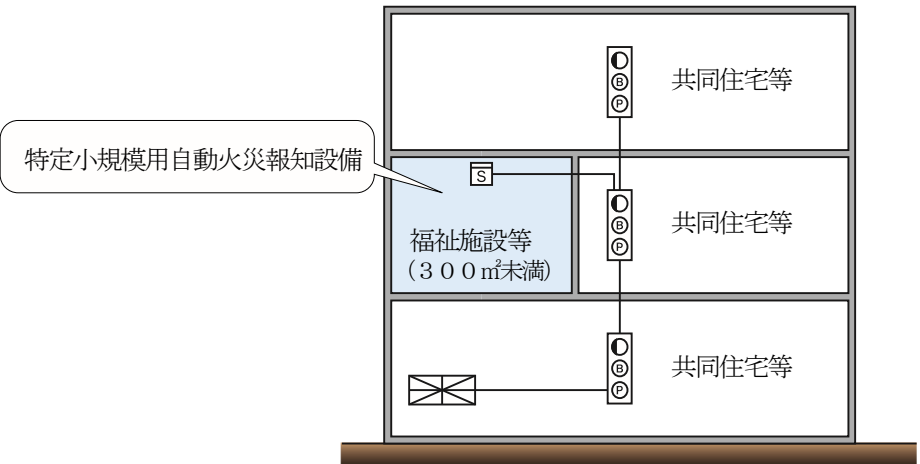
2 特定小規模施設用自動火災報知設備を設けたもの

(福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設に限る。)

第B6-5図 受信機が設けられていない場合の例 (福祉施設等部分に一定の区画必要なし)

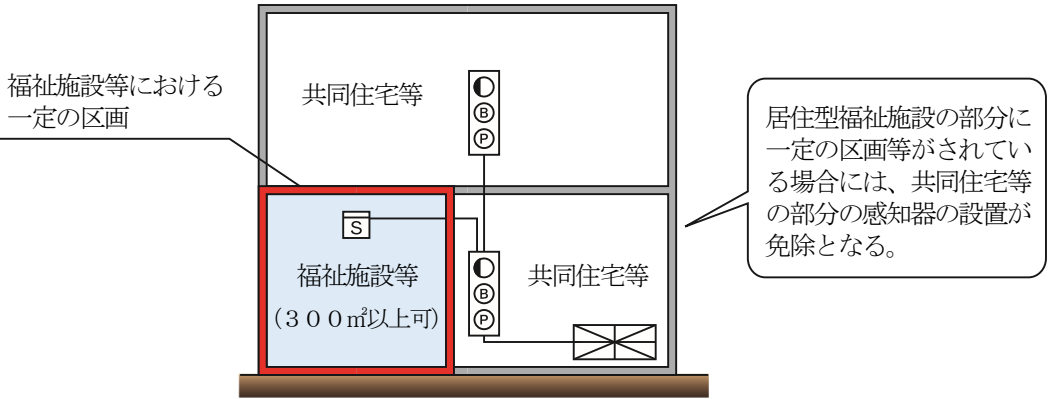


第B6-6図 受信機が設けられている場合の例（福祉施設等部分に一定の区画必要なし）

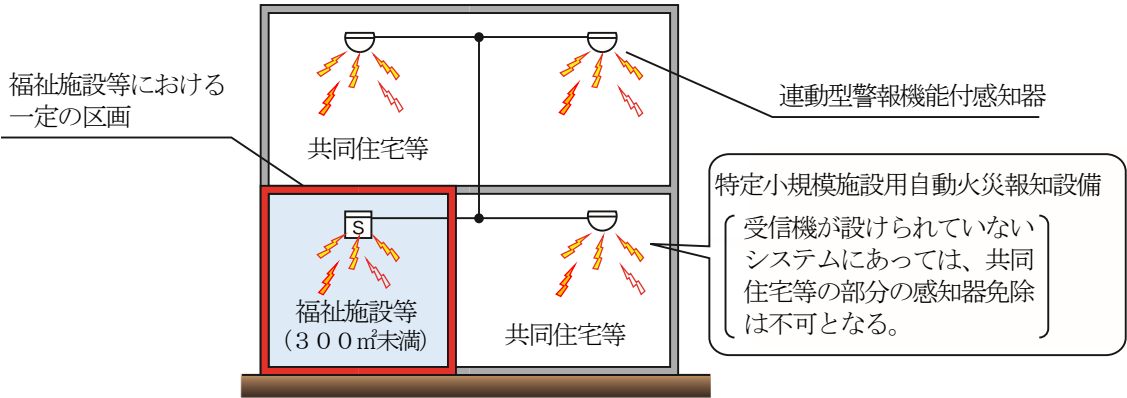


3 福祉施設等に一定の区画をした場合の例

第B6-7図 受信機を設けるもの（共同住宅等部分の感知器の設置を免除したもの）



第B6-8図 受信機を設けないもの



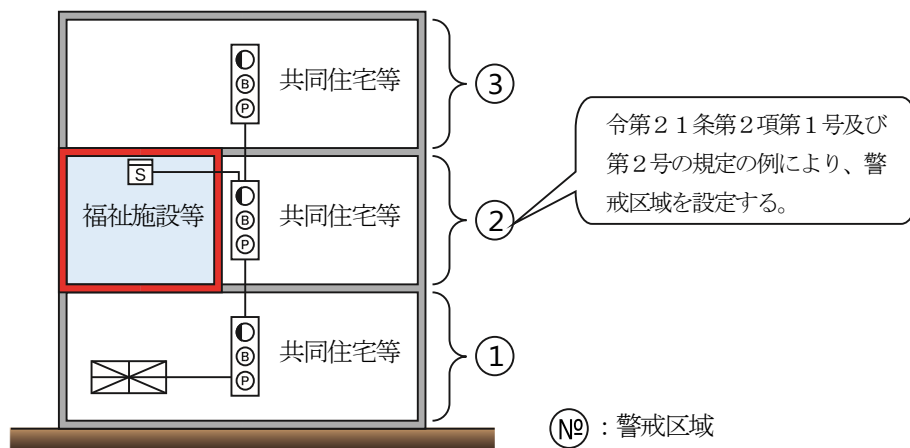
第5 警戒区域

警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいい、次によること。

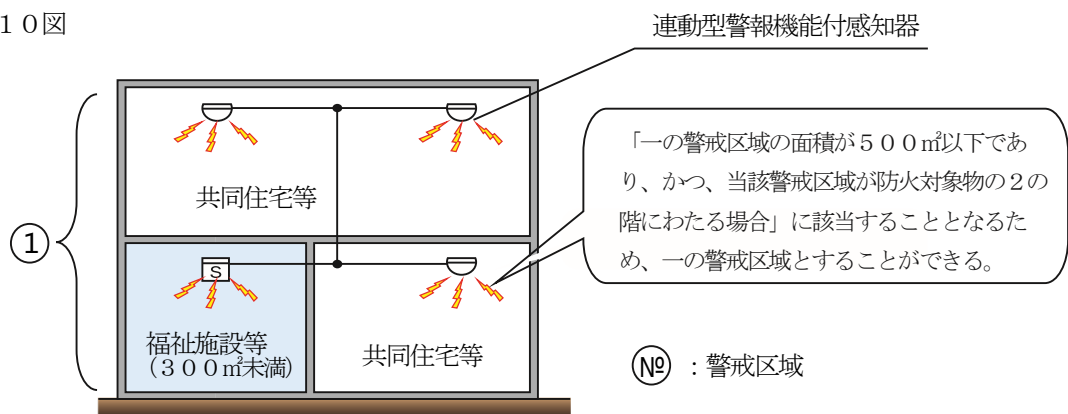
- 1 令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。
 - (1) 一の警戒区域の面積は600㎡以下とすること。ただし、主要な出入り口から見通すことができる場合は1000㎡以下とすることができる。
 - (2) 一の警戒区域の一辺の長さは50m以下であること。
 - (3) 一の警戒区域は原則として階ごととすること。(第B6-9図参照)
ただし、2の階にわたる施設のうち、一の警戒区域の面積が500㎡以下で、当該警戒区域の一辺の長さが50m以下のものである場合は、一の警戒区域とすることができる。(第B6-10図参照)
- 2 前1のほか、警戒区域は各論第1、基準24及び各論第2、基準B4を準用すること。

第B6-9図

(3階建ての場合の例)



第B6-10図



第6 受信機

受信機は、次によること。

- 1 規則第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに規則第24条の2第1号及び第4号の規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、各論第2、基準B4を準用すること。

第7 感知器

感知器は、次によること。

- 1 規則第23条第4項から第8項まで並びに規則第24条の2第2号の規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、各論第2、基準B4を準用すること。

なお、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、連動型警報機能付感知器を設け受信機を設置しない場合は、共同住宅等部分を含め感知器を設ける必要があること。

第8 中継器

中継器は、次によること。

- 1 規則第23条第9項の規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、各論第2、基準B4を準用すること。

第9 発信機

発信機は、次によること。

- 1 規則第24条第8号の2の規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、各論第2、基準B4を準用すること。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、発信機は防火対象物全体に設ける必要があること。

第10 地区音響装置

地区音響装置は、次によること。

- 1 規則第24条第5号及び第5号の2に規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、各論第2、基準B4を準用すること。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、地区音響装置は防火対象物全体に設ける必要があること。

第11 配線

配線は、次によること。

- 1 規則第24条第1号の規定の例によるほか、各論第1、基準24を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、各論第2、基準B4を準用すること。

第12 電源

常用電源及び非常電源は、次によること。

- 1 規則第24条第3号及び第4号の規定の例によるほか、各論第1、基準24及び基準37を準用すること。
- 2 福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、各論第2、基準B4を準用すること。